

「女性従業員労働保護特別規定」に関する解説

2012 年新法と 1988 年旧法、江蘇省・上海市地方法規の対照表(一部)及び重要箇所解説

規定 項目		2012 年版「女性 従業員労働保護 特別規定」新法 (以下、2012 年 新法)	1988 年版「女性 従業員労働保護 特別規定」 (以下、1988 年 旧法)	1989 年江蘇省 女性従業員労働 保護弁法 (以下、江蘇省 地方法規)	1990 年上海市 女性従業員労働 保護弁法 (以下、上海市 地方法規)
生育休暇	休暇日数 (出産前 休暇日数 を含む)	98 日	90 日	90 日を下回らない 日数	90 日
	出産前 休暇日数	15 日	15 日	15 日	15 日
流産の場合の 休暇日数		妊娠 4 ヶ月未満での流産の場合、15 日	企業は、医療期間の証明に基づき、一定期間の休暇を与えるべき	妊娠 3 ヶ月未満での流産の場合、医療機関の証明により、20 日～30 日	妊娠 3 ヶ月未満での自然流産または子宮外妊娠の場合、30 日
		妊娠 4 ヶ月以上での流産の場合、42 日		妊娠 3 ヶ月以上 7 ヶ月未満での流産の場合、42 日；妊娠 7 ヶ月以上での場合、90 日	妊娠 3 ヶ月以上 7 ヶ月未満での自然流産の場合、45 日；妊娠 7 ヶ月以上での場合、未規定
一歳未満の乳児を持つ場合の授乳時間		雇用企業は一日に 1 時間の授乳時間を与える；双子以上の乳児がいる場合、乳児一人につき、1 時間の授乳時間を増加する	一日に毎回 30 分、併せて 2 回の授乳時間を与える。双子以上の乳児がいる場合、乳児一人につき、30 分の授乳時間を増加する。授乳時間は、1 回に併せて使用することができる	一日に毎回 30 分、併せて 2 回の授乳時間を与える。双子以上の乳児がいる場合、乳児一人につき、30 分の授乳時間を増加する。授乳時間は、1 回に併せて使用することができる	一日に毎回 30 分、併せて 2 回の授乳時間を与える。双子以上の乳児がいる場合、乳児一人につき、30 分の授乳時間を増加する。授乳時間は、1 回に併せて使用することができる
出産または流産の場合の医療費用	生育保険加入の場合	生育保険基金により支払われる	1988 年旧法・地方法規制定時に、生育保険制度はまだ確立されておらず、該当規定は無。企業従業員生育保険試行弁法(1995 年より実施)、社会保険法(2011 年より実施)等は、新法と同じ内容の規定を設けている		
	生育保険未加入の場合	雇用企業により支払われる			

その他	妊娠7ヶ月以上の 場合、労働時間 内に一定の休息 時間を与える	妊娠7ヶ月以上の 場合、労働時間 内に1時間の休 息時間を与える	妊娠7ヶ月以上の 場合、労働時間 内に1時間の休 息時間を与える	妊娠7ヶ月以上の 場合、労働時間 内に一定の休息 時間を与える
-----	--	---	---	--

重要箇所に関する解説:

1. 2012年新法では、生育休暇は1988年旧法の90日から98日に延長されました。これに伴い、「女性従業員の30日晩育(満23歳の出産)休暇は取得できなくなるのではないか」という問い合わせを多数頂きましたが、生育休暇の延長と晩育は異なる法律で規定されているため、女性従業員晩育の場合、今まで通り、30日の晩育休暇が取得できると考えられます。
2. 流産の場合の休暇に関して、2012年新法と1988年旧法、江蘇省地方法規、上海市地方法規の内容が異なります。どちらを適用すべきかについて関連政府部門に問い合わせたところ、「まだ上からの指示がないため回答できない」とのことでした。但し、立法学の見地より、上位法であり新法である2012年新法が優越性をもつため、2012年新法の内容が適用されると考えられます。また、2012年新法の実施に伴い、近いうちに下位法である地方法規にも修正を行うことが予想されます。
3. 2012年新法を、非計画出産の女性従業員に適用するか否かについては、今までの関連法律・法規が、生育休暇等の労働保護措置・待遇を受ける対象として、「計画出産」条件を満たした女性従業員に限定していたのに対し、2012年新法はこの限定条項を設けていません。そのため、非計画出産の女性従業員にも適用される可能性があるかと読み取れます。但し、この点については、最終的には関連政府部門の公的見解もしくは実務処理(労働仲裁等)等を待つしかありません。弊社は、適宜関連政府部門に問い合わせし、新しい情報を入手次第、ご連絡させていただきます。

参考サイト:

http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=383415